

高活協通信(2022年4月号)

発行：一般社団法人 高齢者活躍支援協議会

<http://www.agenomics.org>

◆◆◆高活協ニュース◆◆◆

■お知らせ

- 今月の「70歳就業法」関連情報欄に、「企業OBの新たな就業形態と創業支援等措置」を掲載させていただきました。
- 高活協通信「今月の一冊」は、「70歳からは超シンプル調理で「栄養がとれる」食事に変える!」です。
- 高活協ホームページを更新しました。
 - ・「高活協ホームページ」のURLは以下の通りです。

<http://www.agenomics.org>

高活協は会員の皆様に毎月1回「高活協通信」を配信させていただいております。この通信活動を会員の皆様と高活協とのコミュニケーションの機会とさせていただきたく考えております。つきましては、皆様のご意見や提供したい話題などがございましたら、本配信メールへの返信にてお寄せいただければ幸いです。

■2022年3月の主な活動

- 高活協は現在、セミナーやシンポジウムなどが集まるイベント活動を自粛しております。ただし、少人数の会議やZOOM等を利用したオンラインの会議・イベント等は新型コロナの感染状況を睨みながら適宜実施しております。
- 2022年3月14日、東京大学高齢社会総合研究機構が中心となって設立した未来社会共創センターの理事会(ZOOM会議)に高活協から岡本が理事として出席しました。なお、高活協と未来社会共創センターとは生涯現役・高齢者就労の研究分野で協力関係にあります。
- 2022年3月23日、シニア社会学会の社会保障研究会(ZOOM会議)に参加しました。研究会では小野晶子労働政策研究・研修機構副統括研究員が「改正高年法の社会貢献事業と企業ボランティアの方向性」をテーマとした報告を行い、当該テーマに関して参加者間で質疑応答が交わされました。
- 2022年3月29日、高活協が加盟している高齢社会NGO連携協議会(高連協)の役員会&総会(いずれもZOOM会議)に高活協から岡本が役員として出席しました。
- 「70歳就業法」関連情報欄では、企業OBが労働者協同組合法人を設立し組合員となって働く新たな就業形態を、企業が創業支援等措置によって後押しする仕組みの可能性について考えてみました。
- 高活協ホームページの「高活協アーカイブ」ページに「高活協通信(2022年3月号)」を掲載しました。
- 2022年3月、生涯現役社会の実現に向けた行政や企業などの動向に関する情報収集を行いました。なお「70歳就業法」関連情報は、「◆◆◆生涯現役社会の実現に向けてートピックス◆◆◆」のコーナー

に、適宜掲載していきます。

◆◆◆高活協主催/共催イベントの紹介◆◆◆

■これまで高活協が主催した(共催含む)イベントの報告書/記録集

過去に高活協が主催・共催したイベント(シンポジウム、セミナー/フォーラム)の報告書や記録集は、高活協ホームページの「高活協アーカイブ」ボタンをクリックしてご覧になれます。(ホームページは下記 URL)

<http://www.agenomics.org/>

■高活協会員関連イベント等のご紹介

今月は特にありません。

*** 会員のご希望があればご紹介(ご案内)記事を適宜掲載させていただきます ***

◆◆◆生涯現役社会の実現に向けて — トピックス◆◆◆

生涯現役社会は、「職業寿命」「社会活動寿命」「健康寿命」「資産寿命」という 4 つの寿命の延伸が相乗効果をもたらす社会、すなわち「それぞれの寿命の伸びが相互に他の寿命も伸ばす」という好循環がもたらされる社会です。

そんな生涯現役社会の実現に向けた最近の動きを紹介していきます。

■70 歳就業法 — 職業寿命の延伸と生産性の向上を両立させられるかが鍵

○昨年 4 月から「70 歳就業法」が施行され、企業等に 70 歳までの就業確保措置の努力義務が課されることになりました。企業等にとっては、「70 歳就業法」の施行を、単に国による職業寿命の延伸政策ととらえるのではなく、全社的な人事・雇用制度を見直し、社員の意欲と生産性を高めるための機会と位置づける必要があります。

○今後このトピックスのコーナーでは、「70 歳就業法」の施行に関連した情報を適宜掲載していきます。企業等の人材活用戦略などの参考にしていただければ幸いです。

今月は、先月に続いて今年 10 月に施行される労働者協同組合法に関連した内容です。すなわち企業 OB が何人か集まって労働者協同組合法人を設立し組合員となって働く新たな就業形態を、企業が 70 歳就業法の創業支援等措置によって支援する仕組みの可能性について考えてみました。

企業 OB の新たな就業形態と創業支援等措置

2020 年 12 月に成立した労働者協同組合法(労協法)が、いよいよ今年 10 月に施行されます。同

法の施行によって、法律に定められた条件を満たせば、これからは誰でも新たに労働者協同組合法人(労協法人)を設立し、労働者派遣事業を除いたどんな事業でも行うことができるようになります。つまり労協法人は、福祉など地域に直接役立つ仕事だけでなく、小売業、製造業、IT 関連の仕事など、法律の規定に反しない限り設立が可能です。

ただし、そうは言っても労協法人は、基本的に地域などに役立つ事業を行うために設立される協同組合(非営利法人)で、広い意味での社会貢献事業を行う団体であると考えられます。

労協法人の組合員になるためには、先ず出資して法人の運営に参画しながら労働にも従事します。すなわち労協法人の組合員は、出資者であり運営者であり労働者でもあります。

「協同労働」と呼ばれるこの新しい働き方は、地域における高齢者就労を促進させるための新しい働き方として注目されるようになってくると思われます。

一方、70 歳就業法では、従来の高年齢者雇用安定法の雇用措置に加え、雇用でない就業形態を支援する措置も選択肢となりました。それらは創業支援等措置と呼ばれ次の通りです。

- 70 歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- 70 歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

そこで 70 歳就業法の枠組みの中で、定年退職後の企業 OB たちが労協法人(団体)を設立して組合員となり、当該法人が行う地域課題解決事業などの社会貢献事業に従事する。一方、企業は創業支援等措置で当該法人の組合員である企業 OB を支援する。そんな仕組みが考えられるのではないかと思います。協同労働はシニアの多様な働き方のニーズを活かしつつ仲間との起業を実現する有効な仕組みの1つと言えるのではないかと考えられます。

◆◆◆読み物コーナー◆◆◆

■今月の1冊

人生 100 年時代を迎え、シニア層の増加を意識した書籍が増えているようです。このコーナーでは、高齢者の就労に関わるテーマや高齢者の社会参加、ライフスタイル、健康問題などを取り上げている書籍を紹介します。

書 名:70 歳からは超シンプル調理で「栄養がとれる」食事に変える!

著 者:しおのさき じゅんこ塩野崎 淳子

監修者:若林秀隆

出版社:すばる舎

(URL <https://www.subarusya.jp/book/b596924.html>)

定 価:1430 円(税込)

高齢化の進展とともに、「フレイル」や「サルコペニア」といった言葉を耳にする機会が増えてきました。その原因のひとつとされているのが「低栄養」で、慢性的に必要な栄養が摂れていない場合、体重は徐々に減少して体力が低下、感染症に対する抵抗力も衰えるという悪循環を招くようです。

一般的に、高齢になるほど食が細くなりますし、体調が悪かったりすると料理が面倒になりがち。一人暮らしなら、とくにそう感じるでしょう。高齢者の「低栄養」が隠れた健康問題になっている可能性もあります。

本書の著者の塩野崎さんは管理栄養士とケアマネジャーの資格を持ち、“在宅訪問管理栄養士”として活動しています。“在宅訪問管理栄養士”は、在宅医療や訪問介護サービスを受けている患者宅に出向き、栄養や食事のアドバイスをしています。「病院や施設で給食をつくっている」という、一般的な管理栄養士とは仕事の内容がやや異なります。ですから、著者は介護をしているご家族に向けて「オーダーメイドの料理教室」を行うことも珍しくないそうです。本書にはこうした経験が盛り込まれており、「高齢者の栄養管理」の最前線から、簡単につくれて栄養をしっかりとれるレシピを提案しています。その多くは「栄養バランスを考えた手抜き料理」のレシピで、缶詰や練り製品、カット野菜、冷凍野菜を大いに活用しています。品数豊富にする必要もなく、「たんぱく質＋野菜＋主食」というシンプルな公式によって、インスタントラーメンもバランス栄養ごはんにも早変わりさせます。「シニア健康食バイブル」と言ってもよいでしょう。

高齢者ばかりではなく、忙しさにかまけて日々の食事について手を抜いてしまいがちな人にも役立ちます。監修者の若林さんは、リハビリテーション科の医師で、フレイルや寝たきりをもたらす低栄養を防ぐための栄養管理に詳しく、目からウロコの栄養学も満載です。

(個人賛助会員:坂巻 大)

■高齢者雇用の総合誌『エルダー』2022年4月号(2022年4月1日発行)のご紹介

発行:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/elder/index.html>

<特集> 高年齢者雇用安定法改正から1年をふり返る

70歳までの就業機会確保を企業の努力義務とする、改正高年齢者雇用安定法の施行から1年が経過しました。定年廃止や定年年齢・再雇用年齢の延長などのほか、業務委託や社会貢献事業への従事が選択肢として示されるなど、まさに生涯現役時代における新しい高齢者雇用のあり方を示すものです。そこで今号の特集では、改正法の概要について改めて解説するとともに、企業の受けとめ方や生じている課題、改正法に対応した企業の事例をご紹介します。

総論 改正高年齢者雇用安定法の概要と今後の対応

厚生労働省 職業安定局 高齢者雇用対策課

65歳超雇用推進プランナーに聞く①

長く働ける環境を整え“人が集まる会社”へ

当機構東京支部 65歳超雇用推進プランナー 渡辺栄英

65歳超雇用推進プランナーに聞く②

高齢社員と企業がともに成長し貢献しあう関係の構築を支援

寄稿 労働ジャーナリストから見た改正高齢法の現状と課題

労働ジャーナリスト 溝上憲文

企業事例① コマニー株式会社(石川県小松市)

企業事例② 株式会社百五銀行(三重県津市)

企業事例③ 社会医療法人社団 董仙会(石川県七尾市)

<連載>

○リーダーズトーク(No.83)

70歳までの再雇用制度を整備し 年齢を問わない実力主義人事を徹底

TIS株式会社 執行役員 人事本部副本部長 高柳京子さんに聞く

○江戸から東京へ 作家 童門冬二(第 113 回)

縁切り寺縁起 千姫と天秀尼

○高齢者の職場探訪 北から、南から(第 118 回)

三重県 株式会社プラトンホテル

○シニアのキャリアを理解する

第4回 生涯発達の理論からみたシニア

事業創造大学院大学 教授 浅野浩美

○知っておきたい労働法 Q&A(第 46 回)

再雇用と就業規則の最低基準効、業務委託の解除と解雇

○新連載 病気とともに働く

二九精密機械工業株式会社

○いまさら聞けない人事用語辞典(第 23 回)

「サクセッションプラン」

株式会社グローセンパートナー 執行役員・ディレクター 吉岡利之

○労務資料

第 16 回中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)の概況

○日本史に見る長寿食(vol.342)食文化史研究家 永山久夫

豚肉が支える生涯現役パワー

○技を支える(第 318 回)

畳工 松本芳光さん

○イキイキ働くための脳力アップトレーニング！(第 58 回)



配信先メールアドレスの変更をご希望の方、また配信が不要な方は高齢者活躍

支援協議会・事務局までご連絡ください。

本通信に対するご意見や感想をお聞かせください。

また、本通信に掲載してほしい情報等がありましたら、ぜひご連絡ください。

一般社団法人高齢者活躍支援協議会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 17-2 兜町第 6 葉山ビル 4 階

TEL: 03-6555-3926 HP: <http://www.agenomics.org>
